

技 第 1 1 7 号
建 不 第 2 0 8 号
令 和 3 年 5 月 1 3 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき
区域の変更及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事
及び業務の対応について

このことについて、令和3年5月12日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、本県においては、別紙2のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部
技術管理課企画調整班 043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116

事務連絡
令和3年5月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年5月7日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の1都2府1県から愛知県、福岡県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された緊急事態措置区域も含めて同5月12日から5月31日まで緊急事態措置を実施することが決定されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県の7県から、宮城県、愛知県を除き、北海道、岐阜県、三重県を加えた1道7県に変更する公示がなされ、同5月12日から（追加された1道2県は5月9日から）5月31日までまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月25日付け国不入企第3号等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置区域及び重点措置区域の変更を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応については、別添①「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更された場合の対応について」（令和3年4月28

日付事務連絡) 及び別添②「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された区域における工事及び業務の対応について」(令和3年5月12日付事務連絡) が送付されていますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和3年4月28日

| | | |
|-------------|--------|---|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各課長 | 殿 |
| 各地方整備局 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| | 港湾空港部長 | 殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| 各地方航空局 | 総務部長 | 殿 |
| | 空港部長 | 殿 |
| | 保安部長 | 殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長 | 殿 |
| | 管理調整部長 | 殿 |
| 国土地理院 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域及び
まん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更された場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府対策本部長より、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）として、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県の7県が同法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）として公示されているところである。

大型連休を前に、今後、これらの区域の拡大も想定されることから、緊急事態措置区域が拡大された場合は、拡大された同区域における緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251

号、国官総第 151 号、国営管第 412 号、国営計第 118 号、国港総第 514 号、国港技第 65 号、国空予管第 580 号、国空空技第 282 号、国空交企第 206 号、国北予第 46 号) に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

また、重点措置区域が拡大された場合や、重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域（以下「措置区域」という。）が変更された場合は、措置区域におけるまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3 年 4 月 5 日付け国会公契第 1 号、国官技第 2 号、国官総第 1 号、国営管第 4 号、国営計第 9 号、国港総第 7 号、国港技第 2 号、国空予管第 7 号、国空空技第 2 号、国空交企第 2 号、国北予第 1 号）に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和 3 年 3 月 22 日付け事務連絡）に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の解除後における工事及び業務の対応については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）の改正内容を踏まえ、別途通知する。

その他、対処方針の改正により、工事及び業務の対応に変更が必要となる場合等には、別途通知する。

| | | |
|-------------|--------|---|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各課長 | 殿 |
| 各地方整備局 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| | 港湾空港部長 | 殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長 | 殿 |
| | 営繕部長 | 殿 |
| 各地方航空局 | 総務部長 | 殿 |
| | 空港部長 | 殿 |
| | 保安部長 | 殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長 | 殿 |
| | 管理調整部長 | 殿 |
| 国土地理院 | 総務部長 | 殿 |
| | 企画部長 | 殿 |

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域から
除外された区域における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年5月7日変更）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）以外の都道府県における取組について「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部とりまとめ）を踏まえることとされているところであるが、令和3年5月7日に政府対策本部長より、同5月12日以降については、重点措置区域から宮城県を除外する変更等に関する公示が行われたことを踏まえ、重点措置区域から除外された区域において工事等を実施する際は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事

態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」(令和3年3月22日付け事務連絡)に基づき、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

なお、今後、その他の地域で重点措置区域から除外された際や重点措置区域において都道府県知事が指定する措置区域から除外された際には、当該地域においても同様に措置されたい。

事務連絡
令和3年5月12日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年5月7日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の1都2府1県から愛知県、福岡県を含む1都2府3県に拡大する公示がなされ、拡大された緊急事態措置区域も含めて同5月12日から5月31日まで緊急事態措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月25日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しく願います。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月23日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年5月7日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県の7県から宮城県、愛知県を除き、北海道、岐阜県、三重県を加えた1道7県に変更する公示がなされ、同5月12日から（追加された1道2県は5月9日から）5月31日までまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和3年4月25日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

特に、まん延防止等重点措置においては、重点措置区域である都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤等について、『出勤者数の7割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。」とされており、出勤者数の削減のための取組について都道府県へのご協力をお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なお対応を宜しく願います。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

技 第 1 1 7 号
建 不 第 2 0 8 号
令 和 3 年 5 月 1 3 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき
区域の変更及び期間の延長（令和3年5月7日）に伴う工事
及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和3年5月12日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

つきましては、施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）について、下記のとおり引き続き適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 施工中の工事等における感染拡大防止措置等

施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど適切に対応すること。

2 施工中の工事等における一時中止措置等

（1）重点措置区域

施工中のすべての工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の受注者に、日常のコミュニケーション等により今後の対

応について確認し、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行うこと。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。また、一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとること。

（２）対象地域外

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組み状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは（１）に準じた措置を行う。

3 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産課契約・審査班 043-223-3116